

吹田市環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】改定

1 改定理由

吹田市環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】（平成30年度版）について、社会情勢や環境対策技術の進展・普及状況、「環境まちづくり」の推進に伴う知見の蓄積を踏まえて取組事項の見直し等を行うため。

2 吹田市環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】現行・改定案対照表

_____は改定箇所

改定前	改定後
<p>表紙 <u>平成30年度版</u></p> <p>3 運用方法 (2) 届出対象事業者 「吹田市開発事業の手続等に関する条例」（以下「条例」という。） 第2条第8項に定義される「大規模開発事業者」に該当する者。</p> <p>用語の定義 <u>「大規模開発事業」とは、次のいずれかに該当するものをいう。（条例第2条第1項）</u> <u>ア 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第4条第12項に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）であって、事業区域の面積が3,000平方メートル以上のもの</u> <u>イ 建築行為であって、次のいずれかに該当するもの</u></p>	<p>表紙 <u>令和3年度版</u></p> <p>3 運用方法 (2) 届出対象事業者 「吹田市開発事業の手続等に関する条例」（以下「条例」という。） 第2条第15号に定義される「大規模開発事業者」に該当する者。</p> <p>用語の定義 <u>（条例第2条の一部抜粋）</u> <u>（1）大規模開発事業 大規模開発行為及び大規模建築行為をいう。</u> <u>（2）大規模開発行為 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為であって、事業区域の面積が3,000平方メートル以上のものをいう。</u> <u>（3）大規模建築行為 建築行為であって、次のいずれかに該当するものをいう。</u></p>

(ア) 事業区域の面積が1,000平方メートル以上の中高層建築物の建築

(イ) 事業区域の面積が3,000平方メートル以上の建築物（中高層建築物を除く。次号イ(イ)において同じ)の建築

「大規模開発事業者」とは、大規模開発事業に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
(条例第2条第8項)

(4) 届出方法・時期
イ 事業者は、大規模開発事業の構想に係る説明を求められたとき
(条例第13条第3項) 又は説明会の開催等 (第16条第2項) において、「環境まちづくり方針(案)」を関係住民に示して、説明を行わなければならない。

4 取組事項

4-1 工事中

(新設)

ア 事業区域の面積が1,000平方メートル以上の中高層建築物の建築

イ 事業区域の面積が3,000平方メートル以上の低層建築物（中高層建築物以外の建築物をいう。）

(中略)
(15) 大規模開発事業者 大規模開発事業に係る工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

(4) 届出方法・時期
イ 事業者は、大規模開発事業の構想に係る説明を求められたとき
(条例第13条第3項) 又は説明会の開催等 (第16条第1項) において、「環境まちづくり方針(案)」を関係住民に示して、説明を行わなければならない。

4 取組事項

4-1 工事中

【37】「産業廃棄物の適正処理」
建設工事から生じる産業廃棄物は、適正に処理を行います。
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)

4-2 施設・設備等

■ 地球温暖化対策を行います。

吹田市地球温暖化対策新実行計画改訂版に基づき、エネルギーの消費量やCO₂の排出量を抑えるため、高効率な省エネルギー機器や低炭素なエネルギーを使う機器を導入するとともに、省エネルギーや省資源にも積極的に取組みます。

【56】「ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）設計」

戸建住宅において、消費するエネルギーを極力減らすようZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）設計とします。

【58】「再生可能エネルギーの活用」

太陽光、太陽熱、風力などの再生可能エネルギーを活用します。

【59】「エネルギー効率の高いシステムの導入」

エネルギー効率の高い地域冷暖房、コージェネレーション、ヒートポンプシステムなどを導入します。

【64】「環境に配慮した建設資材などの製品の採用」

（新設）

4-2 施設・設備等

■ 地球温暖化対策を行います。

吹田市第2次地球温暖化対策新実行計画に基づき、エネルギーの消費量やCO₂の排出量を抑えるため、高効率な省エネルギー機器や低炭素なエネルギーを使う機器を導入するとともに、省エネルギーや省資源にも積極的に取組みます。

【57】「ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング）設計」

戸建住宅はZEH設計、集合住宅はZEH-M設計、非住宅建築物はZEB設計とし、消費するエネルギーを極力減らすようにします。

【59】「再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用」

太陽光、太陽熱、風力などの再生可能エネルギーや地下水、地中熱などの未利用エネルギーを活用します。

【60】「エネルギー効率の高いシステムの導入」

エネルギー効率の高い地域冷暖房、コージェネレーション、ヒートポンプシステム、照明制御システムなどを導入します。

【65】「環境に配慮した製品の採用」

【66】「宅配ボックスの設置」

再配達によるエネルギー消費を減らすため、集合住宅には宅配ボックスを設置します。

【70】「地域に応じたみどりの創出」
事業計画地に隣接する緑地などと連続させてみどりを配置するなど、地域に応じた創意工夫によりみどりを創出し、良好な景観や生物の生息空間の形成に努めます。

【96】「屋外広告物の表示などに関する基準の遵守」
屋外広告物の表示などに関する基準を遵守し、景観まちづくりを推進します。

【98】「災害時、緊急時対応のための安心安全に配慮した整備」
災害時の防災対策や緊急時に対応できる設備機器を積極的に導入し、安心安全に配慮した適切な整備を行います。

(新設)

(新設)

(新設)

【72】「地域に応じたみどりの創出」
事業計画地に隣接する緑地などと連続させたみどりの配置や自然環境が有する多様な機能を賢く利用するグリーンインフラの整備など、地域に応じた創意工夫によりみどりを創出し、良好な景観や生物の生息空間の形成に努めます。

【98】「屋外広告物に関する基準の遵守」
屋外広告物に関する基準を遵守し、景観まちづくりを推進します。
(吹田市屋外広告物条例及び屋外広告物法)

【100】「災害に対する建築物・工作物の強靱性を高める取組」
耐震性能、防火性能の向上等、災害に対する建築物・工作物の強靱性を高める取組を行います。

【101】「災害時の自立性を維持する取組」
災害時の停電、断水等に対し、その復旧までの期間、自給自足を可能とする施設の設置等、災害時の自立性を維持する取組を行います。

【102】「災害時に備えた地域等との連携に関わる取組」
地域や行政との協定の締結、自主防災組織の結成への誘導等、災害時に備えた地域等との連携に関わる取組を行います。

【103】「災害時の避難や救助等の応急対応に関する取組」
災害時の支援拠点や避難場所として活用可能な空間の整備等、避難や救助等の応急対応に関する取組を行います。

<p><u>【99】防犯対策のための安心安全に配慮した整備</u> <u>防犯対策などに対応できる設備機器を積極的に導入し、安心安全に配慮した適切な整備を行います。</u></p> <p>(新設)</p>	<p><u>【104】「犯罪を発生させない都市(まち)づくりに関する取組」</u> <u>防犯カメラの設置等、犯罪を発生させない都市(まち)づくりに関する取組を行います。</u></p> <p><u>【105】「犯罪に備えた地域等との連携に関わる取組」</u> <u>パトロールや見守り等、犯罪に備えた地域等との連携に関わる取組を行います。</u></p>
---	--

3 その他

上記のほか、項番号のずれ等の形式的な変更を行います。
 ※今回の意見募集の対象ではありません。

4 施行予定日

令和3年(2021年)6月1日